

令和8年度 第1回

上大野市民センター運営審議会

日 時 令和8年 7月9日（木） 14：00～

場 所 水戸市上大野市民センター 多目的ルーム

次 第

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事 議長（市民センター条例第12条第1項）

- （1）令和7年度事業報告及び利用状況について
- （2）令和8年度運営方針及び重点目標（案）について
- （3）令和8年度事業計画の概要（案）について
- （4）その他

4 閉 会

水戸市上大野市民センター運営審議会委員名簿

任 期 令和8年4月1日～令和9年3月31日

氏 名	団体等名及び役職名
栗原 一美	住みよい上大野をつくる会会長
三浦 伸公	水戸市民生児童委員
軍地 美代	水戸市農業委員
西野みどり	上大野女性会役員
佐藤 隆之輔	上大野小学校前PTA会長
角田 有美子	上大野小学校校長

(順不同敬称略)

(1) 令和7年度 事業報告及び利用状況について

①教養講座

〈1〉成人セミナー

第一回	期 日	7月25日(金) 13:30~15:00
	内 容	空き家対策講習会
	講 師	須藤 直美 先生, 水戸市生活安全課職員
	参加人数	17名
第二回	期 日	10月24日(金) 10:00~11:30
	内 容	特殊詐欺予防講座
	講 師	水戸市生活安全課職員, 水戸警察署東台交番職員
	参加人数	23名
第三回	期 日	10月30日(木) 14:00~15:30
	内 容	実技「いすヨガ教室」
	講 師	大貫 佳子 先生
	参加人数	12名
第四回	期 日	11月14日(金) 10:30~11:50
	内 容	防災講習会「避難所体験講座」
	講 師	水戸市防災・危機管理課職員
	参加人数	25名
第五回	期 日	12月16日(火) 9:00~11:30
	内 容	実技「お飾りづくり」
	講 師	飛田 邦夫 先生 高橋 基 先生
	参加人数	29名

〈2〉女性学級

第一回	期 日	6月6日（金）
	内 容	移動学習 いわきマリンタワー・いわきかまぼこ工房
	参加人数	25 名
第二回	期 日	7月22日（火） 13:30～15:00
	内 容	米袋でエコバッグづくり
	講 師	寺木 久美子 先生
	参加人数	11 名
第三回	期 日	12月5日（金） 13:30～15:30
	内 容	クリスマス プリザーブドフラワー アレンジメント
	講 師	近藤 佳代子 先生
	参加人数	12 名
第四回	期 日	2月26日（木） 9:30～13:00
	内 容	実習「米粉料理講習会」
	講 師	鈴木 三智 先生
	参加人数	17 名

②共催事業

〈1〉家庭教育学級

第一回	期 日	7月29日（火） 9:30～11:00
	内 容	「夏休み子ども書道教室」
	講 師	安藤 沙都子 先生
	参加人数	12名（小学2～6年生）
第二回	期 日	8月22日（金）10:00～10:45
	内 容	親子のふれあい体験教室「子育て広場親子リトミック」
	講 師	長谷川 陽子 先生
	参加人数	14名
第三回	期 日	11月21日（金）10:00～11:00
	内 容	子育て広場「子育て講座」
	講 師	水戸市新原保育所職員
	参加人数	21名
第四回	期 日	12月19日（金）10:00～10:45
	内 容	子育て広場クリスマス会「ハワイアンリトミック」
	講 師	根本 孝子 先生
	参加人数	20名

〈2〉その他

1. 備前掘灯ろう流し

期 日	8月16日（日）
参加人数	34名

2. 第63回上大野地区市民運動会

期 日	10月11日（日）
参加人数	500名

3. 上大野地区市民歩く会（千波湖畔）

期 日	11 月 9 日（日）
参加人数	31 名

4. 第 44 回水戸郷土かるた中央大会

期 日	2 月 15 日（日）
参加人数	参加（2 チーム：低学年の部・高学年の部）

5. 第 32 回生涯学習ふれあい上大野まつり

期 日	2 月 14 日（土） 9:30～2 月 15 日（日） 14:00
内 容	作品展示会 定期講座クラブ・一般サークル
来場者数	269 名
作品数	542 点
出展者数	139 名

③令和7年度市民センター利用状況報告書

利用団体、時間帯、曜日、室別

(令和7年4月～令和8年3月)

月 別	区 分	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		合計		利用団体、時間帯、曜日、 部屋別利用割合
		件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	件数	人数	
市民センター	9	74	16	171	16	139	19	173	8	58	14	108	16	145	15	117	16	159	15	116	15	122	15	120	174	1,502	15.76%	11.63%
	1	10	2	46	4	60	6	140	6	143	5	121	1	30	4	106	3	117	4	44			5	127	41	944	3.71%	7.31%
社教団体	10	176	9	137	12	235	13	228	8	165	12	250	14	221	16	292	12	229	9	136	11	173	15	257	141	2,499	12.77%	19.35%
市・県	64	662	53	532	61	699	64	859	56	508	63	661	69	690	60	617	62	696	66	645	59	567	71	832	748	7,968	67.75%	61.71%
その他																												
合計	84	922	80	886	93	1,133	102	1,400	78	874	94	1,140	100	1,086	95	1,132	93	1,201	94	941	85	862	106	1,336	1,104	12,913	100%	100%
午前	30	304	29	265	36	396	40	518	21	277	32	366	36	375	36	449	30	352	34	293	33	334	32	339	389	4,268	35.24%	33.05%
午後	37	387	32	328	36	379	44	534	33	248	36	402	40	383	37	364	38	397	36	341	36	335	47	491	452	4,589	40.94%	35.54%
夜間	16	224	19	293	21	358	16	251	23	322	26	372	24	328	21	307	20	322	21	256	16	193	19	313	242	3,539	21.92%	27.41%
午前～午後	1	7					2	97	1	27					1	12	5	130	3	51			8	193	21	517	1.90%	4.00%
午後～夜間																								0	0	0	0.00%	0.00%
午前～夜間																								0	0	0	0.00%	0.00%
合計	84	922	80	886	93	1,133	102	1,400	78	874	94	1,140	100	1,086	95	1,132	93	1,201	94	941	85	862	106	1,336	1,104	12,913	100%	100%
月曜日	8	53	8	58	13	132	11	69	7	32	13	64	11	71	11	111	12	74	13	71	13	84	17	147	137	966	12.41%	7.48%
火曜日	13	127	9	109	13	190	16	189	13	170	13	156	12	135	14	207	15	200	11	131	13	175	17	204	159	1,993	14.40%	15.43%
水曜日	19	174	12	122	17	189	21	201	14	100	17	170	23	208	15	149	15	205	16	148	16	158	17	153	202	1,977	18.30%	15.31%
木曜日	12	161	14	195	11	144	17	203	7	61	18	319	15	176	16	181	12	144	12	116	16	153	13	146	163	1,999	14.76%	15.48%
金曜日	8	104	14	148	13	170	16	440	13	227	12	182	13	200	14	221	15	201	12	103	8	93	9	112	147	2,201	13.32%	17.04%
土曜日	14	185	15	193	13	167	13	141	8	97	11	140	13	164	14	146	14	193	19	261	9	107	19	303	162	2,097	14.67%	16.24%
日曜日	10	118	8	61	13	141	8	157	16	187	10	109	13	132	11	117	10	184	11	111	10	92	14	271	134	1,680	12.14%	13.01%
合計	84	922	80	886	93	1,133	102	1,400	78	874	94	1,140	100	1,086	95	1,132	93	1,201	94	941	85	862	106	1,336	1,104	12,913	100%	100%
ホール	57	676	56	637	62	830	60	919	58	697	60	800	62	767	66	883	60	896	63	650	56	574	64	806	724	9,135	65.58%	70.74%
和室	3	12	1	7	1	4	3	14	4	34	3	31	4	38	4	40	4	45	5	40	3	18	6	130	41	413	3.71%	3.20%
会議室	23	220	22	225	29	283	32	399	16	143	30	293	33	264	22	180	26	222	25	236	24	235	34	378	316	3,078	28.62%	23.84%
調理室	1	14	1	17	1	16	7	68			1	16	1	17	3	29	3	38	1	15	2	35	2	22	23	287	2.08%	2.22%
合計	84	922	80	886	93	1,133	102	1,400	78	874	94	1,140	100	1,086	95	1,132	93	1,201	94	941	85	862	106	1,336	1,104	12,913	100%	100%
令和6年度	80	859	87	1,011	94	1,224	100	1,103	83	944	84	1,036	89	952	95	1,135	85	1,012	91	916	81	832	96	1,131	1,065	12,155	100%	100%

月 別	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合 計	利用団体、時間帯、曜日、 部屋別利用割合
図書室			3		1			1	1		2	2	12	0.00%

(2) 令和8年度運営方針及び重点目標(案)について

令和8年度水戸市上大野市民センター運営方針及び重点目標(案)

運 営 方 針

近年、人口減少社会や超高齢社会の到来をはじめ、都市化の進展、価値観の多様化、生活圏の拡大など、市民を取り巻く状況は大きく変化している。

こうした状況にあっても、市民が安心して暮らし、幸せを感じられる豊かな地域を形成していくためには、今後ますます地域コミュニティ活動と生涯学習活動の推進が必要となる。

市民センターにおいては、地域コミュニティ活動の拠点として、その継続や発展に向けた支援に努めるとともに、生涯学習活動の拠点として、その充実や成果を生かす環境づくりに努める。また、東日本大震災での経験や近年の台風大型化への警戒等を踏まえ、地域防災活動の拠点としての機能充実を図っていくものとする。

重 点 目 標

1 地域コミュニティ活動の推進

(1) 地域コミュニティ活動の活性化

ア 地域自らが地域の将来像や課題を共有し、特色のある地域づくりや課題の解決を進めることができるよう、地域コミュニティプランの実現に向けた取組への支援を促進し、水戸市住みよいまちづくり推進協議会を中心とした自主的な活動を推進する。

イ 各種コミュニティ団体等の活動を支援するとともに、NPO等との連携を促進しながら、よりよい地域づくりに向けた情報の共有化を進めるなど、地域コミュニティ推進体制の充実、連携強化を図る。

ウ 町内会・自治会への参加意識や自治意識の高揚を図るため、地域団体や関係機関と連携強化を図り、地域コミュニティ活動内容を積極的に発信するとともに、地区会の基盤である町内会・自治会の加入率の向上に努める。特に水戸市住みよいまちづくり推進協議会との協働により、「みと町内会・自治会カード」事業の更なる魅力の向上を図る。

エ 市民自らが意欲を持って地域活動に参加できるよう、一人一役運動を進めるほか、人材育成のための研修会を通して、地域を支えるリーダーづくりを推進する。

(2) 地域コミュニティ活動環境の充実

市民センターにおける様々な活動環境の一層の充実に向け、施設の利用状況や地域の実情等に合わせたコミュニティルームの積極的な利用を促進するとともに、長寿命化改修を始めとした適切な施設の整備及び維持・管理に努める。

また、各市民センターのホームページの中で、地域情報を積極的に発信し、それぞれの地域の魅力向上に努める。

さらに、市民センター施設予約管理システムの円滑な運用に向け、利用団体や市民への周知・案内等の支援を行い、利便性の向上に努める。

(3) 地域防災活動との連携

災害発生時の初動対応については、地域における防災組織が重要な役割を担うものであることから、平常時より、地域での防災訓練への支援、地域における災害リスクや連絡体制の確認を行うなど、地域における防災組織との連携を図る。

(4) 地域における子育て支援

未来をリードするこどもたちを温かく見守りながら、まち全体で育むため、市民センターにおいて「子育て広場」及び「こどもスペース」を設置し、地域における子育て支援に努める。

2 生涯学習活動の推進

(1) 学習機会の充実

生涯学習活動の拠点施設である市民センターにおいては、どのような状況下でも学びを止めることなく、「個人の要望」する学習による生きがいづくりを進めるとともに、家庭教育への支援や青少年の健全育成、少子・高齢化への対応などの「社会の要請」に応じた現代的課題を取り扱った学習機会を提供する。

そのため、水戸市における生涯学習事業を総称した「みと弘道館大学」に位置付けた、一般教養講座や定期講座を開催するとともに、みと好文カレッジにおける事業を活用しながら、市民のライフスタイルに定着し、生涯にわたって学び続けることができるよう、学習機会の充実に努める。

ア 市民ニーズを捉えた学習機会の提供

市民の学習ニーズを把握し、健康で生きがいのある充実した人生を送ることができるよう、生涯学習のきっかけづくりを図るとともに、それぞれの世代に合った学習機会の提供に努める。

イ 現代的課題を取り扱った講座の開催

変化の激しい社会情勢に対応していくため、成人学級、高齢者学級等の講座に現代的課題を取り扱ったテーマを組み入れるなどの手法により、地域課題を主体的に捉える学習機会の充実に努める。特に、デジタル・ディバイド解消のため、高齢者等に向けたICTリテラシーを身につける講座の充実に努める。

また、地域団体と市民センターが一体となった協働事業を積極的に展開する。

ウ 家庭教育や子育てを支援する講座等の開催

家庭は、こどもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身につける上で重要な役割があることから、家庭教育について考える機会を提供するため、学校等における家庭教育学級や家庭教育講演会を開催する。

また、未就園児の保護者が家庭教育について学び、各家庭が家庭教育に自主的に取り組むことができるよう支援するため、家庭教育強化事業を実施する。

(2) 学習の成果を生かす環境づくり

生涯学習の成果がボランティア活動や地域づくりに生かせるよう、地域人材の発掘・育成を行い、地域の活性化や特色あるまちづくりに生かしていくための環境づくりを進める。

ア 地域資源の活用推進

市内には、歴史的な資産や史跡をはじめ博物館、歴史館などの文化施設、学校や大学などの物的資源やそれぞれの施設に所属する職員などの人的資源があり、豊かな地域資源に恵まれている。このような地域にある資源を活用した事業を開催するとともに、生涯学習の振興に取り組む機関や団体との連携を図りながら、地域資源の有効活用を推進する。

イ 学習の成果を発表する場の創出

市民センターを会場に開催している講座の展示会や発表会など、生涯学習の成果を発表する場を創出することにより、学習者同士や参加者との交流を拡大させ、新たなネットワーク構築に努める。

ウ 学習の成果を地域活動に生かす仕組みづくり

生涯学習の成果をボランティア活動や地域活動に生かすことが、地域の活性化に大いに役立つものと期待されている。市民センターで学んだ市民が、その成果を地域コミュニティ活動につなげられるよう、人材の育成と活用に努める。

エ 事業評価に基づく事業の推進

市民センターの講座や事業に参加した市民が日常生活の中で生涯学習の成果をどのように生かし、また、地域の中でどれだけ活動に関わっているのかなど、事業の成果を検証することが求められている。

市民センターにおいては、実施した講座や事業についての自己評価及び運営審議会等第三者機関による検証を行い、効果的な事業運営を図る。

(3) 家庭・地域・学校の連携の強化

家庭・地域・学校が目標や課題を共有し、それぞれが連携して対応策について取り組む体制を構築し、地域社会全体の教育力の向上を図ることができるよう、市民センターにおいては、それぞれをつなぎ結ぶ地域拠点施設としての機能充実に努める。

ア 次代を担うこどもたちの「生きる力」を育む

地域、学校と連携を図りながら、様々な形で異なる世代での交流や大人と接する事業など、こどもたちが地域活動に参加する場を提供し、地域社会全体で次代を担うこどもたちの「生きる力」を育む活動の推進に努める。

イ 社会全体で支える家庭教育

こどもたちが健全に成長していくためには、良好な家庭環境や社会環境を整える必要がある。そのために、家庭の教育力の向上だけでなく、地域の人的資源を子育て支援事業や学校活動支援事業に活用し、家庭教育を地域社会全体で支える仕組みづくりに努める。

(3) 令和8年度 年間事業計画の概要(案)について

月	日	主催事業	日	関連事業(住みよい上大野をつくる会等)
4			1	女性会 総会
			14	住みよい上大野をつくる会役員会
5			8	住みよい上大野をつくる会役員会
			18	花苗配布(ベゴニア ジニア)
			21	住みよい上大野をつくる会総会
6	10	女性学級(移動学習)	15	花苗配布(アゲラタム、マリーゴールド)
	25	成人セミナー(スマホの基本とLINE活用講座)	21	地区球技大会(中止)
			27	水戸市洪水ハザード避難訓練(中止)
7	21	女性学級(モザイクタイルで鍋敷づくり)	2	地区花壇コンクール
	29	子ども教室(夏休みこども書道教室)	23	地区防災対策委員会
	30	成人セミナー(スマホの基本と初めてのAI講座)		
8	22	家庭教育強化事業 (子育て広場 親子リトミック)	29	上大野小学校草刈り
			30	福寿のつどい
9			27	東部ブロック親善球技大会
10	未定	家庭教育強化事業(親子リトミック)	11	地区市民運動会
11			1	地区歩く会
			8	那珂川水系クリーン作戦
			14	地区防災研修
12	上旬	女性学級(お正月の羽子板飾り)		
	21	成人セミナー(お飾りづくり)		
	18	家庭教育強化事業 (子育て広場 クリスマス会)		
1			中旬	地区郷土かるた大会
2	下旬	女性学級(米粉料理教室)	13~ 14	ふれあい上大野まつり
			21	中央地区郷土かるた大会
3			4	花苗配布(パンジー)

○水戸市市民センター条例（抜粋）

（趣旨）

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、市民センターの設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

（設置）

第2条 市民と行政との協働により、地域におけるコミュニティ活動及び生涯学習活動を推進するため、市民センターを別表のとおり設置する。

（事業）

第3条 前条に規定する市民センター（以下「センター」という。）は、次の各号に掲げる事業を行う。

- (1) 地域コミュニティ活動の支援に関すること。
- (2) 生涯学習活動の推進に関すること。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、設置目的の達成に必要な事業に関すること。

（使用の許可）

第4条 センターを使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、また、同様とする。

2 市長は、管理上必要があると認めるときは、前項の規定による許可に条件を付することができる。

（使用の不許可）

第5条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合は、センターの使用を許可しないことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 施設又は設備を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (3) 営利を目的として施設を使用するおそれがあるとき。
- (4) 特定の政党の利害に関する事業を行い、又は公私の選挙について特定の候補者を支持するおそれがあるとき。
- (5) 特定の宗教を支持し、又は特定の教派、宗派若しくは教団を支援するおそれがあるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上支障があるとき。

（権利譲渡等の禁止）

第6条 第4条第1項の規定により使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、許可を受けた目的以外にセンターを使用し、又はその使用の権利を譲渡し、若しくは転貸してはならない。

（使用の許可の取消し等）

第7条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、許可を取り消し、又は使用を中止させ、若しくは制限することができる。この場合において、使用者に損害が生ずることがあっても、市長は、その責めを負わない。

- (1) 第5条各号のいずれかに該当するとき。
- (2) 許可の条件に違反したとき。
- (3) この条例又はこれに基づく規則に違反したとき。

(原状回復等)

第8条 使用者は、その使用を終わったとき、又は前条の規定により使用することができなくなったときは、自己の費用をもって直ちに整備し、原状に復さなければならない。

- 2 使用者が前項の規定による義務を履行しないときは、市長において自らこれを執行し、その費用を使用者から徴収する。

(損害賠償等)

第9条 故意又は過失により施設、設備等を損傷し、又は滅失した者は、これを原状に復し、又は市長が定める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(市民センター運営審議会)

第10条 センターの運営等に関する事項について、市長又は水戸市教育委員会の諮問に応じて審議するため、センターごとに市民センター運営審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第11条 審議会は、市民活動団体の役職員、学校教育、社会教育及び家庭教育の関係者並びに学識経験者のうちから、市長が委嘱する6人以内の委員をもって組織する。

- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。
- 4 会長は、審議会の会務を総理する。
- 5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第12条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

- 2 審議会は、委員の2分の1以上の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第13条 審議会の庶務は、市民協働部において行う。

(平27条例9・一部改正)

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

定期講座募集状況について

令和8年7月1日現在

クラブ名・教室名		開催日	時 間	年会費 (円)	定員	募集 人数	受講者数 (うち新規)	開講日	講師名
月	七 宝 焼	第1・3	10:00～12:00	15,000	9	2	7 (0)	5/11	川又美代子
	カ ラ オ ケ	第2・4	13:00～16:00	15,000	10	5	5 (0)	5/11	中川ちさと
火	卓 球	第1・3	13:30～16:30	無 料	24	4	20 (1)	5/12	自主練習
	書 道	第2・4	10:00～12:00	12,000	12	7	8 (0)	5/12	平賀 礼香
水	パッチワーク	第1・3	13:00～16:00	1,000/月	9	2	7 (0)	5/13	庄司 静子
木	料 理	第2	10:00～13:00	5,000	16	0	16 (0)	5/14	高杉 昭子
	いすヨガ	第1	14:00～15:30	5,000	20	12	8 (8)	5/7	大貫 佳子
金	藤 工 芸	第1・3	10:00～12:00	2,000/月	15	4	11 (2)	5/15	宮崎 郁子
土	スポーツ吹矢	第2・4	9:30～12:00	10,000	13	2	11 (0)	5/9	渡辺千鶴子
計					128	38	93 (11)		

市民センター利用における有料化について

1 現状と課題

市民センターは、地域コミュニティ活動や生涯学習活動などの拠点として、多くの団体に利用いただいております。

市民センターの運営に関わる経費につきましては、市費で負担していますが、物価高騰等の影響に伴い、施設の維持・管理に係る費用が増大している状況であります。持続可能な運営を図るためには、利用者からの一部負担も含めた検討が必要と考えております。

また、市民センターの利用に当たりましては、居住地に関係なく、無料で利用できることとなっていることから、市民の皆様が、希望する日にちや施設を利用できないことなども課題となっております。

2 有料化の概要

市民センターの持続可能な運用を図るとともに、市民の皆様にとって利用しやすい環境を整備するため、以下のとおり、一部の利用団体について有料化を検討しております。

項目	内容
対象	・団体構成員のうち、水戸市に居住する方の割合が「7割未満」の団体 ※水戸市に居住する方が「7割以上」の団体は、引き続き、無料で利用いただけます。 ※市主催の定期講座（教室・クラブ）及び教養講座は、居住者の割合に関わらず対象外。
開始時期	・令和9年4月利用分から
使用料	・「部屋の種類」や「時間帯」に応じて設定します。
支払方法	・利用予約の際に、クレジットカード決済での事前払いを基本とします。 ※クレジットカード決済ができない団体については、コンビニでの支払いでも可。
備考	・申請の際に、意図的に居住地を偽るなどの行為があった場合は、利用停止や罰則を科す場合があります。

3 スケジュール

時期	内容
令和8年 9月	・条例改正
〃 10月～	・利用団体や市民等へ周知
令和9年 1月	・団体登録や更新の申請受付開始 ・市民センターでの承認作業開始（使用料の対象となる団体を判断）
〃 2月	・令和9年4月利用分の抽選申込み開始
〃 3月	・令和9年4月利用分の抽選結果発表、予約受付・使用料の支払い開始